

## 越谷市ごみ収集カレンダー広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号）に基づき、市が作成するごみ収集カレンダーへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、単位を1区画とし、1区画の大きさを縦2.5cm×横8.5cmとする。

(掲載する広告数)

第4条 掲載する広告数は、各年度により異なり、各年度ごとに定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1回1区画につき、55,000円とする。

(広告掲載料の還付)

第6条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは還付する。

(広告内容)

第7条 広告主は、広告の内容及びデザイン等がごみ収集カレンダーのイメージを損なうことのないよう、市リサイクルプラザと調整しなければならない。

(同一区画の応募重複の取り扱い)

第8条 越谷市広告掲載に関する要綱第4条の規定にかかわらず、同一区画内に応募が重複したときは、越谷市の一般廃棄物処理業又は処分業の許可を得ている者を優先する。この場合において、越谷市の一般廃棄物処理業又は処分業の許可を得ている者以外の者の順位は、越谷市広告掲載に関する要綱第4条の規定によるものとする。

2 同一区画内に同一順位の者の応募が重複したときは、越谷市広告掲載に関する要綱第4条の規定により、抽選によって決定する。

3 前項の抽選により落選したものが、広告掲載応募のない区画に広告掲載を希望する場合は、当該区画に応募することができるものとする。この場合において、応募が重複したときは、前2項の規定によるものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。